

○ 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（附則第三十三条関係）

改 正 案	現 行
<p>（掛金の納付）</p> <p>第五十六条　（略）</p> <p>2 事業主は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、掛金を金銭に代えて証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されている株式で納付することができる。ただし、事業主が当該株式を基金に納付する場合にあつては、当該基金の同意を得たとき有限る。</p> <p>3 （略）</p> <p>（解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納）</p> <p>第一百四十四条　（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 物納に充てることができる有価証券は、当該有価証券の種類に応じて、政令で定める単位ごとに、証券取引法第二条第二十一項に規定する有価証券指数の変動と一致するように運用することができるよう組み合わされたものであることその他の厚生年金保険法第七十九条の二に規定する積立金の安全かつ効率的な運用に資するものとして厚生労働省令で定める要件を満たすものでなければならない。</p>	<p>（掛金の納付）</p> <p>第五十六条　（略）</p> <p>2 事業主は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、掛金を金銭に代えて証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式で納付することができる。ただし、事業主が当該株式を基金に納付する場合にあつては、当該基金の同意を得たとき有限る。</p> <p>3 （略）</p> <p>（解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納）</p> <p>第一百四十四条　（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 物納に充てることができる有価証券は、当該有価証券の種類に応じて、政令で定める単位ごとに、証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券指数の変動と一致するように運用することができるよう組み合わされたものであることその他の厚生年金保険法第七十九条の二に規定する積立金の安全かつ効率的な運用に資するものとして厚生労働省令で定める要件を満たすものでなければならない。</p>

4
5
6

(略)

4
5
6

(略)